

平成25年度「連携・協働による消費者教育推進事業」における  
消費者教育推進のための実証的共同研究 公募要領

平成25年6月6日  
生涯学習政策局男女共同参画学習課

改正 平成25年8月9日

## 1 事業名

「連携・協働による消費者教育推進事業」における消費者教育推進のための実証的共同研究

## 2 事業の趣旨

食の安全・安心を揺るがす事件や高齢者を狙った悪質商法、インターネット等を通じた消費者トラブルなど、消費者をめぐる問題の内容が複雑化している中で、消費者被害の現状にどのように対処するかという観点による教育のみならず、様々な情報を取捨選択し、適切に意思決定し行動できる、自立した消費者を育成する教育が求められている。

消費者教育については、消費者基本法及び消費者基本計画（平成22年3月30日閣議決定）にもあるように、国は「学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を講ずる」必要がある。さらに、平成24年8月には消費者教育推進法（以下、「推進法」という。）が成立、12月に施行された。これを踏まえ、国全体での消費者教育の施策推進が一層求められている。

推進法では、基本理念において、「消費者教育を推進する多様な主体の連携を確保しつつ、効果的に行うこと」が定められたほか、消費者教育推進地域協議会の設置等が都道府県・市町村の努力義務とされるなど、地域における消費者教育を推進する上での連携・協働による体制づくりが求められている。

しかしながら、現状では、教育委員会における消費者教育の実施や、消費者行政部局との連携は十分ではない。一方、社会教育分野においては、公民館等で現代的・地域的課題についての、地域住民への教育学習支援を行ってきている。このように、社会教育が地域における教育を推進してきた中で培ってきた実績が、消費者教育の推進に十分に活かされていないということが課題となっている。

このため、地域における消費者教育の推進体制づくりを進めるため、社会教育の仕組みや取組を活用した実証的調査研究等を行い、効果的な連携・協働による消費者教育推進体制を全国に構築する。

## 3 事業の内容

上記の趣旨を踏まえ、地域における消費者教育の推進に当たって、委託契約を締結する団体等が中心となり、社会教育の仕組みや取組を活用して、連携・協働に向けた積極的・意欲的な取組を行い、その実践モデルを作成しようとする事業計画を採択し、実証的共同研究として委託する。

例えば、以下の①～③のようなテーマに関する取組（具体的プログラム）を、A～Cのような手法を用いて実施することとする。

なお、計画の作成に当たっては、別紙の「取組の具体例について」も参照すること。

### 〈テーマ例〉

- ① 地域における消費者教育の担い手の育成
- ② 学習者の特性に応じた消費者教育の内容の充実
- ③ 多様な関係者の取組を共有できる場の創設、きっかけづくり

### 〈手法例〉

- A 他の機関・団体等と連携した取組を進めるため、協議会等のネットワークを構築
- B (他の関連する課題への対応として行われている) 既存の活動やネットワークを活用
- C 多様な関係者の持つ教育資源(人材、教材)を効果的に活用するためのコーディネート

#### **4 事業の委託先**

- (1) 地方公共団体、国公立大学・短期大学・高等専門学校・専修学校(専門課程)
- (2) (1)を中心とする実行委員会・コンソーシアム

ただし、(2)に該当する団体については、次の①から④までの要件を全て満たすこととする。

- ① 定款、寄付行為又はこれらに類する規約等を有すること
- ② 団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
- ③ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
- ④ 団体等の本拠としての事務所を有すること

#### **5 委託期間**

本事業の委託期間は、原則として委託を受けた日から当該年度の3月14日までとする。

#### **6 事業規模及び採択数**

委託額は総額360万円程度、1委託先につき原則として100万円から150万円程度を予定。採択数は3箇所程度を予定。

#### **7 事業実施計画書の提出方法等**

##### (1) 提出書類

- ・ 事業申請書(様式1-1)、事業計画書(様式1-2)、経費計画書(様式1-3)、誓約書(申請団体が実行委員会の場合のみ)。事業計画の中事業の一部を再委託することを予定している場合は、「再委託に関する事項(様式2-1、2-2)」もあわせて提出すること。
- ・ 様式1-2については、別紙を添付することも可能。ただし、別紙も含め、全体で6ページ以内に収めること。また、別紙を添付する場合は、A4サイズで作成すること。
- ・ 用紙サイズはA4縦版とすること。
- ・ 様式の作成にあたっては、正確を期すため、パソコン、ワードプロセッサ等の判読しやすいもので作成すること。

##### (2) 提出部数等

- ・ 正本を1部提出すること。
- ・ 書類は両面印刷不可。着脱可能なクリップ等でまとめること。

##### (3) 提出方法

- ・ 公印を押印した提出書類一式を(4)に示す提出先に郵送又は直接持参することとする。また、作成した各様式については電子メールにて合わせて提出すること(公印不要)。提出にあたっては、以下①、②に示す事項に注意すること。

###### ① 郵送等(郵便、宅配便等)

- ・ 簡易書留、宅急便等、送達記録の残る方法で送付すること。
- ・ 封筒に「『連携・協働による消費者教育推進事業』における消費者教育推進のための実証的共同研究 公募提出資料在中」と朱書きすること。
- ・ 郵送中の事故については、当方は一切の責任を負わない。

###### ② 電子メール送付

- ・ Word、Excelにて作成した様式ファイルを電子メールに添付の上、(4)に示す提出先メールアドレスまで送信すること。
- ・ メールの件名は「【機関名】『連携・協働による消費者教育推進事業』における消費者教育推進のための実証的共同研究 事業計画書」とすること。

- ・メール送信上の事故（未達等）について、当方は一切の責任を負わない。

(4) 提出先及び公募に関する問い合わせ先

〒100-8959  
東京都千代田区霞が関3-2-2  
文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課 消費者教育推進係  
TEL：03-5253-4111（内線 3462）  
FAX：03-6734-3719  
E-mail：consumer@mext.go.jp

(5) 提出受付期間

平成25年8月30日（金）

(6) その他

事業計画書等の作成費用については、提案者の負担とする。また、提出された事業計画書等については、返却しない。

## **8 選定方法等**

(1) 選定方法

選定委員会において提出された事業計画書等の内容を審査し、本事業の趣旨を踏まえた適切な計画であると認めた場合、当該地方公共団体に対し事業の委託を決定する。

(2) 審査基準

別途定める審査基準のとおり

(3) 選定結果の通知

選定終了後、速やかにすべての申請者に審査結果を通知する。

(4) 条件付採択

選定において条件付き採択となった場合は、委託業務の遂行に支障を来さない限度において、再度修正した事業計画書及び経費計画書の提出を求めた上で、条件を満たしたと判断できるものについて採択する。

## **9 誓約書の提出等**

(1) 本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、暴力団等に該当してない旨の別添の誓約書を提出しなければならない。

(2) 前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書を無効とするものとする。

(3) 前2項は、地方公共団体には適用しない。

## **10 契約締結**

選定の結果、契約予定者と提出書類を基に契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については、事業計画書及び経費計画書等の内容を勘案して決定するので、申請者の提示する額とは必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には、契約締結を行わない場合がある。

## **11 スケジュール**

公募開始：平成25年8月9日（金）（予定）

公募締切：8月30日（金）（予定）

審査・選定：9月上旬～中旬

契約締結： 9月中旬頃  
契約期間：契約締結日から平成26年3月14日まで

## **1.2 その他**

- (1) 事業に係る事項については、委託要綱、委託要領等によるものとする。
- (2) 事業実施に当たっては、契約書を遵守すること。

平成25年度「連携・協働による消費者教育推進事業」における  
消費者教育推進のための実証的共同研究 取組の具体例について

本資料では、公募要領「3. 事業の内容」に示したテーマ例、手法例に沿った取組について、その具体例として想定されるものを、参考として列挙する。なお、これらはあくまで例示であり、これらをもって取組内容を限定するものではなく、事業計画の作成に当たっては、地域の実情を踏まえた取組としていただきたい。

〈取組の具体例〉

- ・学校支援ボランティア等の希望者に対し、消費者団体等と協働で、消費生活の関する研修を実施し、消費者教育の担い手を育成する取組
- ・消費者団体や企業等などが行っている講師派遣や出前講座、公開講座などの取組を、学校や大学、社会教育施設、町内会等において実施するための橋渡しをする取組
- ・公民館・図書館等の社会教育施設において、消費者団体等と協働で、消費者教育講座を実施し、親子、高齢者など受講者の特性に合わせた学習機会を提供する取組
- ・情報が行き届きにくい高齢者等に対して、福祉関係者等と連携しながら、積極的に出向くことによって学習機会を提供する訪問型の取組
- ・消費者、福祉、環境などの様々な団体が行っている様々な実践活動の取組内容（講師、講座、教材）を共有し、相互に連携するためのきっかけづくり（地域における「消費者教育の見本市」など）

〈想定される主な取組の内容〉

①実行委員会の開催

- ・地域ニーズの把握、プログラムの検討（目的、対象者、内容、方法）
- ・プログラムの成果の検証

②プログラムの実施

- ・学校や大学、社会教育施設、町内会等における出前講座・公開講座、研修
- ・多様な関係者が意見交換し、協働して講座等を企画するワークショップ
- ・多様な関係者の持つ教育資源（講師、講座、教材）を共有し、相互に連携するためのきっかけとなるイベントの開催 など

③実践モデルの作成

- ・プログラムの成果検証を踏まえた、実践モデルの作成

プログラムの実施過程における準備や企画立案、調整の状況、実施による成果、課題、その課題を解決するための方向性を含んだ詳細な記録や、作成した実践モデルの活用の仕方等を盛り込み、他の地域でも実施できることを想定して作成。

## 誓 約 書

当団体は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

年 月 日

住 所  
団体名及び代表者名  
署 名（自署）

※個人の場合は生年月日を記載すること。

※法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。